

【緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等の売却】

入札案内書

熊本県企業局総務経営課

電話 096-333-2593

入札案内書(目次)

1	入札による売買の流れ	1
2	一般競争入札参加要領	2～8
3	物件調書	9～15
4	現地説明会位置図及び参加申込書	16～17
5	入札の関係様式	
	入札参加申込書(1号様式)	18
	役員一覧(1号様式別紙)	19
	委任状(2号様式)	20
	入札書(3号様式)	21
	入札保証金提出書	22
	チェックリスト	23
6	売買契約書様式等	
	売買契約書(案)	24～28
	売買変更契約書(案)	29
	充当申出書	30
	課税事業者届出書	31
	免税事業者届出書	32

〈入札による売買の流れ〉



一般競争入札参加要領

熊本県企業局

【緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等の売却】

(総 則)

- 第1条 熊本県が行う県有財産売却の一般競争入札に参加される方は、現地説明会に参加されるか、物件調書を参考に現地で入札物件を確認し、入札参加要領及び売買契約書（案）の記載事項を承知のうえ、入札に参加してください。
- 2 この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県企業局会計規程及び県の指示によることとします。

(現地説明会)

第2条 現地説明会の日時及び場所は次のとおりです。

日 時 令和7年（2025年）8月29日（金）午後1時～午後3時（予定）

集合場所 下益城郡美里町柏川地内 入札案内書P16参照（要事前申込）

*本入札案内書をご持参下さい。

(入札参加資格)

第3条 次のいずれかに該当する方は、この入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過してない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約をしなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のいずれかに該当するものとして熊本県警察本部から排除要請があった者（入札参加申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがあります。）
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 入札物件を暴力団又はこれに類するものの用に供しようとする者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定

を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第224号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中の者

（入札日時及び場所）

第4条 入札日時及び場所は次のとおりです。

入札日時	令和7年（2025年）9月9日（火）午前10時30分～
開札時間	入札締切後即時
入札場所	熊本市中央区水前寺六丁目48-40 発電総合管理所3階 大会議室

（入札参加申込）

第5条 入札参加者は、入札参加申込書（1号様式による）及び必要書類を令和7年（2025年）9月5日（金）午後5時までに熊本県企業局総務経営課に持参又は郵送（簡易郵便書留に限る。）で提出しなければなりません。郵送の場合も期限までに必着です。なお、提出された書類は返還しません。

2 前項の入札参加申込書には、必ず次の書類を添付してください。

(1) 個人の場合 印鑑証明書（入札公告日以降に発行されたもの）

(2) 法人の場合 印鑑証明書（入札公告日以降に発行されたもの）及び1号様式の別紙「役員一覧」

（入札保証金）

第6条 入札参加者は、購入希望額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金（現金又は銀行振出小切手に限る。）を納付しなければなりません。

なお、一度提出されると追加納付はできませんので、再度の入札があることを考慮したうえで御用意ください。

2 銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）のもので、「受取人」は持参人払としたものに限り、別添の「小切手見本」（P8）を必ず確認してください。

3 入札保証金は、落札者を除いて、開札後に預り書と引換えにお返しします。

（入札）

第7条 入札参加者は、入札書（3号様式）に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札してください。入札書は黒インク等消えにくいもので明確に表示してください。印鑑は、入札者本人の場合は印鑑登録済の印鑑を、代理人の場合は委任状に押印した印鑑を押印してください。

2 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札者は、その理由のいかんに関わらず、提出した入札書の書換え、引換又は撤回をするこ

とはできません。

4 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 遅刻者
- (2) 本要領に定める必要書類等を提出してこない者
- (3) その他入札執行者の指示に従わなかった者

(代 理)

第8条 入札は代理人に行わせることができます。この場合には、入札執行の際、委任状（2号様式）を提出しなければなりません。入札参加者（委任者）は、委任状には印鑑登録済みの印鑑を押印してください。

2 代理人が入札する場合、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の指名を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

(無効の入札)

第9条 次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者の入札
- (10) 記載事項を訂正し、これに押印のないもの
- (11) 郵送等による入札

(開 札)

第10条 開札は入札後直ちに、入札者立会のもとに行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない熊本県職員を立ち合わせます。

(落札者の決定)

第11条 落札者は、県が前もって設定した予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者となります。落札者については、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない熊本県職員に引かせます。

3 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する

額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とします。

（再度の入札）

第12条 開札をした場合にその予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

（1）再度入札の回数は、原則として1回とします。

（2）再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限ります。

（随意契約）

第13条 再度入札で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約を行います。

ただし、この場合、一般競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき、変更しないこととします。

（契約の締結等）

第14条 契約の締結は、県が定めた売買契約書により、令和7年（2025年）9月24日（水）までに行わなければなりません。契約締結場所は県が別途指定します。

2 落札者が、定められた期限内に売買契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は熊本県に帰属することになります。

3 現物と売買物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

4 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要する者であったときは、契約は財務大臣の許可のあったときに有効とします。

（契約保証金等）

第15条 落札者は、令和7年（2025年）9月16日（火）までに、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を熊本県が発行する納入通知書により支払わなければなりません。

2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

3 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

4 契約保証金は、第23条の変更契約後売買代金が減額となった場合は、契約保証金を全額還付するものとし、増額となった場合は売買代金に充当するものとする。売買代金に充当後契約保証金に残額が生じた場合はその額を還付します。

（売買代金の支払方法及び支払期限）

第16条 売買代金は、契約金額の全額を、令和7年（2025年）10月8日（水）までに支払うものとします。

(費用負担)

第17条 この契約に要する費用、物件の積込・運搬に要する費用、計量に要する費用等は、落札者の負担とします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第18条 物件の所有権移転の前に、この入札及び落札にかかる権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(入札の延期等)

第19条 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

(入札結果の公表)

第20条 入札(売却)結果については入札後以下の項目について県のホームページ上で公表します。

- (1) 物品名
- (2) 数量
- (3) 物品の所在
- (4) 入札日時
- (5) 予定価格
- (6) 落札(契約)金額
- (7) 落札(契約)者の氏名(法人の場合は名称)及び住所
- (8) 入札参加者の氏名(法人の場合は名称)及び住所、入札金額

(所有権の移転)

第21条 売買代金を完納したときに所有権が移転します。

(売買物件の搬出及び計量)

第22条 物件の搬出は、前条による所有権移転後県と協議のうえ売買物件を搬出してください。

2 搬出時に物件の数量を確定するため、熊本県の登録を受けた自社以外の計量所で計量を行ってください。

3 計量証明書の原本は、全ての搬出が終了後7日以内に県に提出してください。

(変更契約)

第23条 前条の計量の結果、売買契約時の数量と差が生じた場合は、変更契約を締結し、売買代金の精算を行います。

2 売買代金の変更は次のとおり行います。

$$\text{変更契約額} = \text{当初契約額} \times \text{実測重量} \div 37.989\text{t}$$

実測重量について、0.001t未満の端数は切り上げて0.001tとします。

変更契約額について、1円未満の端数は、切り上げて1円とします。

3 売買代金の精算は次のとおり行います。

契約保証金を充当後も売買代金に不足分がある場合は、県が発行する納入通知書に従い納付するものとします。また過納となった場合は、落札者が指定する銀行口座に振り込むものとします。

小切手見本

■銀行振出小切手

入札保証金及び契約保証金の銀行振出小切手は、以下の見本を参照のうえ準備し、入札当日に持参してください。

不明な点等がある場合、事前に熊本県企業局総務経営課に確認してください。

このほか「銀行」、「Bank」など

必ず「熊本」とすること。

銀行渡り

小切手

熊本 4301
*****-*****

支払地 ○○市○○町
○○銀行○○支店

¥10,000,000※

上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人 へお支払いください

振出日 平成○○年○○月○○日

振出地 ○○市

○○銀行○○支店
支店長 ○○ ○○ 印

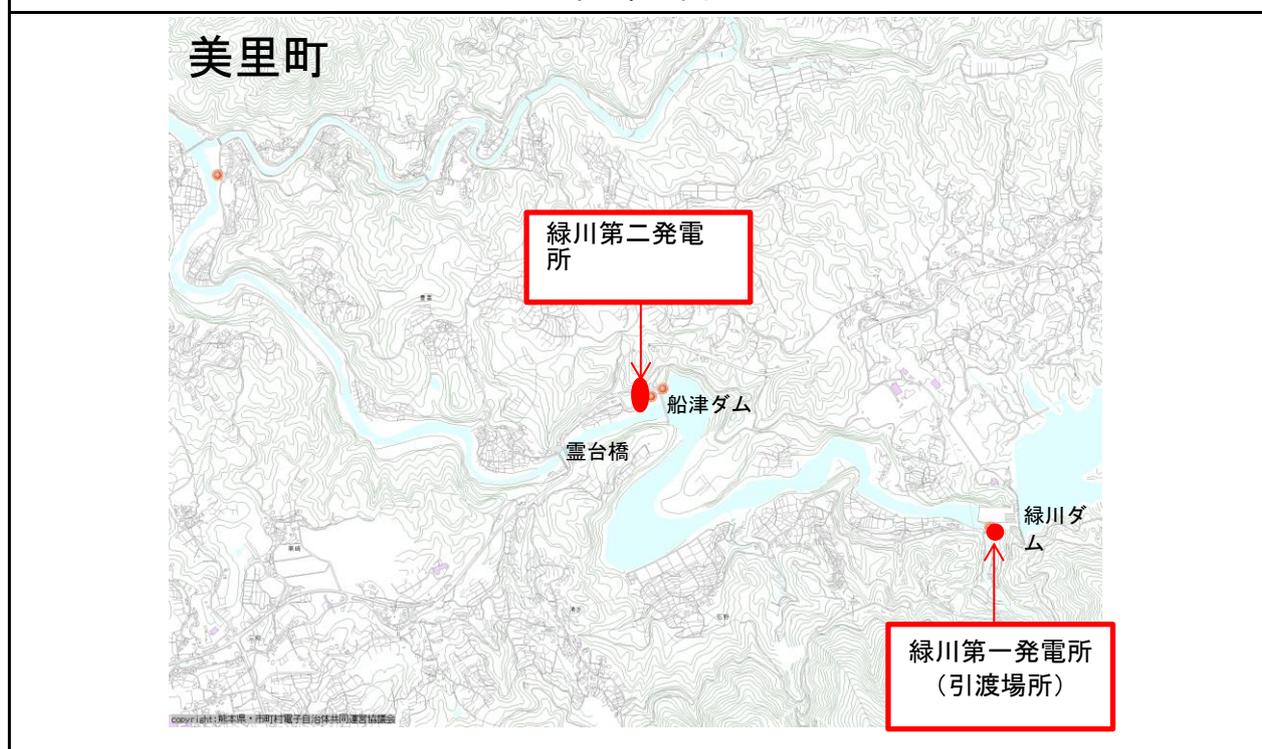
※留意事項

- ・銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出したものに限ります。なお、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出した小切手の場合、上記見本のとおりに小切手の右上に「熊本」と記載されています。
- ・振出日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）の小切手に限ります。
- ・受取人は持参人払いとしたものに限ります。
- ・「一般線引小切手」（見本）又は線引無しの小切手に限ります。

[緑川第一、第二、第三、菊鹿発電所有物売却]
物 件 調 書

物 件	緑川第一発電所、緑川第二発電所、緑川第三発電所、菊鹿発電所の鋼材等
取扱重量	合計 37.989t(概算)
引渡場所	熊本県下益城郡美里町柏川地内 緑川第一発電所 熊本県下益城郡美里町涌井地内 緑川第二発電所
引渡時期	令和7年9月下旬～令和7年10月下旬
現場条件	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出スケジュールの詳細は、入札後に県と落札者とで協議する。 ・運搬車両への積み込みは、落札者で行うものとする。 ・運搬車両からの落下防止は、落札者で対応する。 ・搬出後落札者は自社以外の県登録の計量事業所で引渡物件の計量を行う。 ・鋼材搬出後、落札者が片づけを行う。 ・国道445号から緑川第二発電所エコーラインへの侵入は、4.0tの重量制限有り
その他	<p>売買代金は、計量後の重量に基づき変更契約を行い、精算する。</p> <p>計量費用、運搬費用は落札者で負担する。</p>

位 置 図



○ 緑川第一発電所 物件明細(一覧表)

鉄くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
スリットパネル	取水ロススクリーン	24	枚	0.89	21.36	1800	250	6000
H鋼	取水ロススクリーンの枠	42	本	0.3	12.6	150	300	4600
縞鋼板	開口部用蓋	10	枚	0.02	0.2	800	1000	3.2
鋼板	平鋼	1	枚	0.21	0.075	1200	2400	3.2
鋼板	平鋼	1	枚	0.035	0.006	500	500	3.2
鉄管	水道管	1	本	0.02	0.02	φ50		4000
鉄くず	その他切断部材等	1	式	1.7	1.7			
外灯		7	基	0.0055	0.0385	-	-	-
投光器		4	台	0.0022	0.0088			
厚鋼電線管		7	m	0.00695	0.04865	-	-	-
位置ボックス		1	台	0.002	0.002			
計(有価物:鉄)				3.19	36.06			

銅くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
ケーブル		20	Kg	0.02	0.02	-	-	-
計(有価物:銅)				0.020	0.020			

○ 緑川第二発電所・船津ダム 物件明細(一覧表)

鉄くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
外灯		14	基	0.0055	0.077			
投光器		11	台	0.0022	0.0242			
厚鋼電線管		35	m	0.00695	0.24325			
計(有価物:鉄)				0.01	0.34			

銅くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
ケーブル		12.42	Kg	0.01242	0.01242			
計(有価物:銅)				0.012	0.012			

ステンレスくず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
蛍光灯器具	FL 40W×2	33	個	0.0031	0.1023	-	-	-
蛍光灯器具	FL 40W×1	7	個	0.00315	0.02205			
蛍光灯器具	FL 20W×1	5	個	0.0013	0.0065			
白熱灯器具		3	個	0.0007	0.0021			
計(有価物:ステンレス)				0.00825	0.13295			

○ 緑川第三発電所(第二発電所敷地内) 物件明細(一覧表)

鉄くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
盤①	電動サーボサイリスタ盤	1	台	0.5	0.5	800	900	2600
盤②	保護継電器盤	1	台	0.4	0.4	800	900	2300
盤③	撤去盤(その他)	1	式	-	0.04	-	-	-
除湿機	除湿機	4	台	0.026	0.104	335	370	710
3PS撤去品	水車軸受メタル	2	個	0.01	0.02	400	250	200
3PS撤去品	その他の撤去品(針金等)	1	式	0.01	0.01	-	-	-
灯器具		2	個	0.0041	0.0082			
灯器具昇降装置		1	式	0.006	0.006			
避難口誘導等		1	台	0.0023	0.0023			
計(有価物:鉄)				0.96	1.09			

銅くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
ケーブル	バラ	200	Kg	0.2	0.2	-	-	-
計(有価物:銅)				0.200	0.200			

アルミくず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
アルミ板	窓枠	56	本	0.0008	0.0448	30	10	80
計(有価物:アルミ)				0.001	0.045			

ステンレスくず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
蛍光灯器具	FL 40W×2	2	個	0.0031	0.0062	-	-	-
白熱灯器具		1	個	0.0007	0.0007			
計(有価物:ステンレス)				0.00380	0.00690			

○ 菊鹿発電所 物件明細(一覧表)

鉄くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
灯器具	パイプペンダント	4	個	0.0041	0.0164	φ400		445
灯具昇降装置		1	式	0.006	0.006	-	-	-
計(有価物:鉄)				0.01010	0.0224			

銅くず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
ケーブル	バラ	10	Kg	0.01	0.01	-	-	-
計(有価物:銅)				0.010	0.010			

ステンレスくず

	機器名	数量	単位	概算個別重量(t)	概算総重量(t)	W	D	H
	気中開閉器	1	個	0.05	0.05	-	-	-
	蛍光灯器具	1	個	0.00022	0.00022	-	-	-
	計(有価物:ステンレス)			0.05022	0.05022			

【物件写真：緑川第一発電所】



有価物全体写真(緑川第一発電所)



有価物全体写真(緑川第一発電所)



取水口スクリーン(正面から)



取水口スクリーン(横から)



取水口スクリーン(裏側)



取水口スクリーンの枠、水道管



縞鋼板



縞鋼板、鉄板及びその他切断部材等

【物件写真：緑川第三発電所（緑川第二発電所敷地内）】



緑川第三発電所 全体写真



盤①



盤②



盤③撤去盤(その他)



除湿機



水車軸受メタル、その他の撤去品



ケーブル



窓枠



投光器、電線管、灯器具等



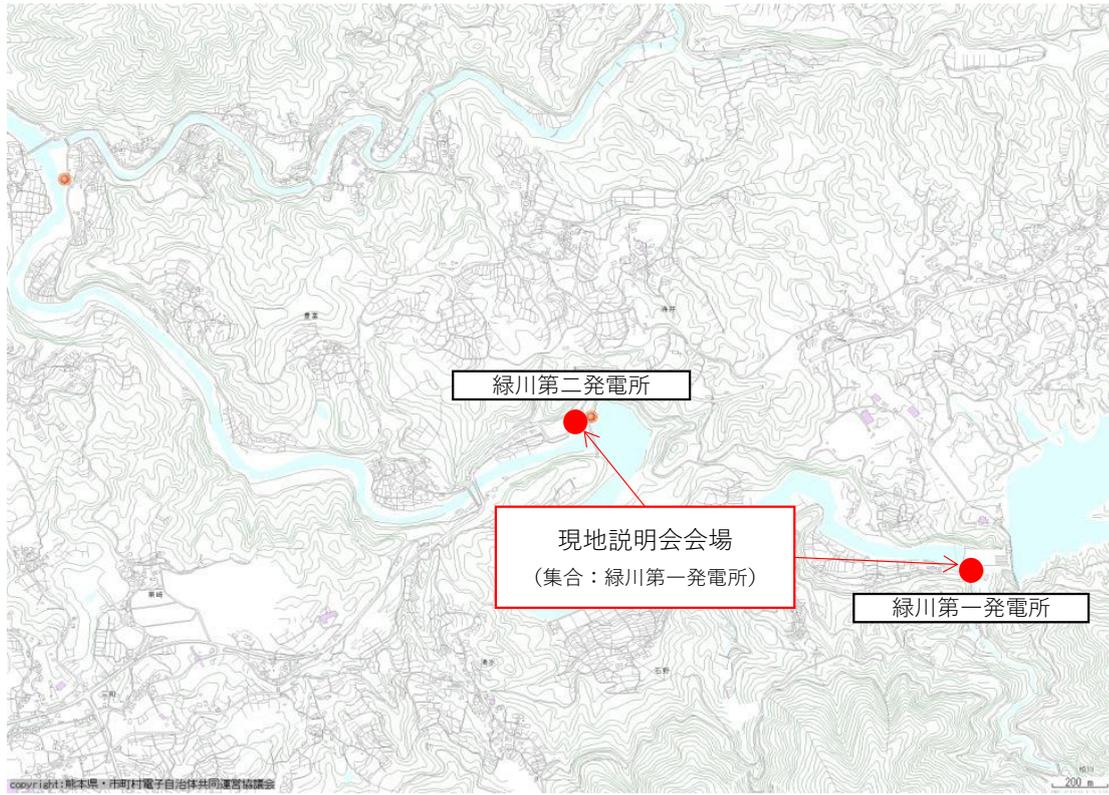
外灯



外灯等



気中開閉器、照明器具等



熊本県企業局総務経営課 財産経理班行き
(FAX 096-384-9114)

令和 年 月 日

現地説明会参加申込書

令和7年(2025年)8月29日開催の緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等の売却に係る現地説明会について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

会社名 :

参加者名 :

連絡先 :

入札参加申込書

令和 年 月 日

熊本県知事 木 村 敬 様

申込人 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

入札参加要領及び売買契約書（案）の内容を承知のうえ、令和 7 年（2025 年）9 月 9 日に実施される下記県有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。

また、入札参加要領第 20 条に基づき、入札結果を公表されることに同意します。

併せて、本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと並びに一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。

記

物 件 : 緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等

数 量 : 37.989 t

所在地 : 下益城郡美里町柏川地内（緑川第一発電所）

下益城郡美里町涌井地内（緑川第二発電所）

（記載上の注意）

- 1 申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済の印鑑を使用してください。
- 2 印鑑証明書（入札公告日以降に発行されたもの）を添付して下さい。
法人の場合は、別紙「役員一覧」も添付して下さい。

(別紙)

役員一覧

(法人名)

令和 年 月 日現在

役職名	ふりがな 氏名	住所	生年月日	性別

(注) 商業・法人登記簿に記載されている役員全員を記載すること。申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

委 任 状

代理人（受任者） 住 所
ふりがな
氏 名 印

私は、上記の者を代理人と定め、令和7年（2025年）9月9日に実施される下記県有財産の一般競争入札に関すること及び付帯する一切の権限を委任します。

記

物 件 : 緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等
数 量 : 37.989 t
所在地 : 下益城郡美里町柏川地内（緑川第一発電所）
下益城郡美里町涌井地内（緑川第二発電所）

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住 所
ふりがな
氏 名 印

熊本県知事 木 村 敬 様

（記載上の注意）

- 1 入札者（委任者）の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。

入札書

一般競争入札参加要領記載の事項及び売買契約書（案）の内容を承知のうえ入札します。

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
額									

物件 : 緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等
数量 : 37.989 t
所在地 : 下益城郡美里町柏川地内（緑川第一発電所）
下益城郡美里町涌井地内（緑川第二発電所）

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人（受任者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

熊本県知事 木村敬様

（記載上の注意）

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札金額は、購入希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 3 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を記名のうえ押印（印鑑登録済みの印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 4 代理人により入札する場合は、代理人は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入（押印不要）したうえで、代理人の住所氏名欄に記名押印（委任状に押印した代理人の印鑑）してください。

入札保証金提出書

一般競争入札の入札保証金として上記金額を提出します。

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
額									

物件 : 緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等

数量 : 37.989 t

所在地 : 下益城郡美里町柏川地内 (緑川第一発電所)

下益城郡美里町涌井地内 (緑川第二発電所)

令和 年 月 日

入札者 (委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 (受任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

熊本県知事 木 村 敬 様

- (注) 1 入札保証金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札保証金額は、購入希望額の100分の5以上に相当する金額を記入してください。
- 3 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者欄に記名のうえ押印 (印鑑登録済みの印鑑) してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 4 代理人により入札する場合は、代理人は、委任者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入 (押印不要) したうえ、代理人の住所氏名欄に記名押印 (委任状に押印した代理人の印鑑) してください。

入札日に持参する書類等チェックリスト

入札参加者	当日会場に来られる方	持参する書類等
個人の場合	本人	<input type="checkbox"/> 印鑑（事前提出の印鑑証明書の印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金及び入札保証金提出書 （封筒等に封かんした状態でご準備下さい。） （購入希望額（消費税及び地方消費税を含む）の5/100以上に相当する現金若しくは銀行が振り出した小切手：参加要領6条2項のもの） <input type="checkbox"/> 入札書（封筒を含む。）
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状の受任者印として押印済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金及び入札保証金提出書 （封筒等に封かんした状態でご準備下さい。） （購入希望額（消費税及び地方消費税を含む）の5/100以上に相当する現金若しくは銀行が振り出した小切手：参加要領6条2項のもの） <input type="checkbox"/> 入札書（封筒を含む。） <input type="checkbox"/> 委任状
法人の場合	代表権を有する者	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑（事前提出の印鑑証明書の印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金及び入札保証金提出書 （封筒等に封かんした状態でご準備下さい。） （購入希望額（消費税及び地方消費税を含む）の5/100以上に相当する現金若しくは銀行が振り出した小切手：参加要領6条2項のもの） <input type="checkbox"/> 入札書（封筒を含む。）
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状の受任者印として押印済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札保証金及び入札保証金提出書 （封筒等に封かんした状態でご準備下さい。） （購入希望額（消費税及び地方消費税を含む）の5/100以上に相当する現金若しくは銀行が振り出した小切手：参加要領6条2項のもの） <input type="checkbox"/> 入札書（封筒を含む。） <input type="checkbox"/> 委任状

注）提出された書類は返還いたしませんのでご了承願います。

物品売買契約書（案）

売主 熊本県（以下「甲」という。）と買主（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり物品売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買物件及び代金）

第2条 甲は、末尾記載の物品（以下「売買物件」という。）を 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）で乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金の支払）

第3条 乙は、前条に定める売買代金（以下「売買代金」という。）を、甲の発行する納入通知書により令和7年（2025年）10月8日までに、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

2 乙は、この契約の締結と同時に、この契約の履行を確保するために、金 円（売買代金の100分の10以上に相当する額）以上の金額を契約保証金として甲に支払わなければならない。

3 前項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第2項の契約保証金は、第7条の変更契約後売買代金が減額となった場合は、契約保証金を全額還付するものとし、増額となった場合は売買代金に充当するものとする。売買代金に充当後契約保証金に残額が生じた場合はその額を還付する。

（遅延利息）

第4条 乙は、前条第1項に定める期限までに売買代金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納金額について年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条に定める売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（売買物件の搬出及び計量）

第6条 乙は、前条により所有権の移転後、甲と協議のうえ売買物件を搬出するものとする。

2 乙は、搬出にあたって、乙以外の熊本県の登録を受けた計量所において、乙の費用負担により計量するものとする。なお、必要に応じて熊本県の職員が計量所で立ち会うことができるものとする。

3 乙は、搬出に当たっては、道路交通法ほか関係法令を遵守するものとする。

4 乙は、計量証明書（原本）を売買物件搬出の終了後1週間以内に甲に提出するものとする。

（変更契約）

第7条 前条第2項に定める計量を行った結果、売買契約時の数量と差がある場合、次の式により契約金額の変更契約を行うものとする。

変更契約額（1円未満の端数は切り上げて1円とする。）

＝当初契約額×実測重量（0.001t未満の端数は切り上げて0.001tとする）÷37.989t

2 前項の変更契約により売買代金に不足が生じた場合、乙は14日以内に甲が発行する納入通知書により不足した売買代金を納入しなければならない。このとき乙は第3条第1項に定めた契約保証金を不足した売買代金に充当するものとする。

3 第1項の変更契約により売買代金に過納が生じた場合、甲は30日以内に乙が指定する銀行口座に過納となった売買代金を返還するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第9条 乙は、この契約締結の日以後、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により滅失、又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免及び損害賠償を請求することができない。

（報告及び調査）

第10条 甲は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

（甲の解除権）

【乙が法人である場合】

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく履行期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目

的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

【乙が個人である場合】

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく履行期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙又は乙の使用人（条例第2条第4号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙又は乙の使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第12条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第

45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第13条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分20に相当する金額を支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条の第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第11条第2項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(解除権行使時の返還金等)

第14条 甲は、第11条第1項又は第12条第1項の規定により、この契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより処理する。

(1) 乙が支払った売買代金は返還する。ただし、当該返還金には利息を付けない。

(2) 第3条第2項に定める契約保証金は、返還しない。

(3) 乙がこの契約のために負担した費用は、乙の負担とする。

(4) 乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第11条第1項又は第12条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、物件を乙の費用で原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第16条 第11条第1項又は第12条第1項の規定による契約の解除により、乙に損害が生じても、乙は、甲に対して賠償を請求することができない。

2 乙は、この契約により義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1号の規定に定めるところにより売買代金を返還する場合において、乙が第11条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する違約金、第13条第1項に規定する賠償金、又は前条第2項に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 木 村 敬

乙

物件の表示

物 件 : 緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等

数 量 : 37.989 t

所在地 : 下益城郡美里町柏川地内 (緑川第一発電所)

 : 下益城郡美里町涌井地内 (緑川第二発電所)

充 当 申 出 書

令和 年 月 日

熊本県知事 木 村 敬 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

緑川第一、第二、第三発電所及び菊鹿発電所の設備工事等で発生する鋼材等の売却に係る入札保証金について、契約保証金へ充当していただくよう申し出ます。

課 税 事 業 者 届 出 書

令和 年 月 日

熊本県知事 木 村 敬 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の期間について、消費税及び地方消費税の課税事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者でない）であるので、その旨を届け出ます。

記

課税期間	年	月	日から
	年	月	日まで

免 税 事 業 者 届 出 書

令和 年 月 日

熊本県知事 木 村 敬 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の期間について、消費税及び地方消費税の免税事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者である）であるので、その旨を届け出ます。

記

免税期間	年	月	日から
	年	月	日まで